

2 支給決定の際の勘案事項について

(1) 法律の規定

支援費の支給については、法律上、厚生労働省令で定める事項を勘案して、その要否を決定し、居宅生活支援費であれば、支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば、障害程度区分と支給期間を定めることとしている。(身障法第17条の5及び第17条の11、知障法第15条の6及び第15条の12、児福法第21条の11)

(2) 厚生労働省令の規定について

厚生労働省令で定める事項としては、現時点では以下のものを予定している。

申請を行った障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況、当該障害者の介護を行う者の状況、当該障害者の居宅生活支援費の受給の状況、当該障害者の施設訓練等支援費の受給の状況、当該障害者の支援費支給に係るもの以外のサービスの利用状況、当該障害者の利用意向の具体的内容、当該障害者の置かれている環境、当該指定居宅（施設）支援の提供体制の整備の状況

(3) 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨

ア 居宅生活支援費

①障害の種類及びその程度

当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、当該申請者の居宅生活支援の必要性及び居宅生活支援費の支

給量について勘案する。

②その他の心身の状況

当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、居宅生活支援で対処することが適当でない場合等を想定している。

③介護を行う者の状況

介護を行う者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、居宅生活支援費の支給を決定する。

特に、短期入所については、その介護を行う者（又は保護者）の疾病その他の理由により、居宅（家庭）において介護を受けることが一時的に困難となったことが、支援の要件となっているところである。

また、児童居宅介護においては、従来より、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

短期入所等の支援費の支給を決定する際には、介護を行う者の疾病その他の状況が一時的なものか、継続的なものなのかを勘案して、支給期間を決定することになる。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に訪問介護等の居宅生活支援費の支給を行わないという趣旨ではない。

④居宅生活支援費の受給の状況

⑤施設訓練等支援費の受給の状況

⑥支援費支給に係るもの以外のサービスの利用状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、支給決定により当該障害者が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、支給決定を行う。例えば、居宅介護に係る支給申請の場合、デイ

サービスや短期入所に係る受給の状況等を勘案し、支給量の調整等を図ることが考えられる。

⑦当該障害者の利用意向の具体的内容

当該障害者が受けようとするサービスの内容及び利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、居宅生活支援費の支給決定を行う。

⑧当該障害者の置かれている環境

当該障害者が居住する住宅構造（例えば、障害に対応した住宅改修の状況）や生活環境（例えば、医療機関までの距離）等を勘案することを想定している。

⑨当該指定居宅支援の提供体制の整備の状況※

支援費の支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者が当該指定居宅支援の対象サービスを利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。また、支給量決定の公平性を確保するために、本事項を勘案することが必要となる場合も想定される。

※ なお、サービスの基盤整備は重要な課題であり、支援費制度導入の趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村は基盤整備に向けてより一層取り組む必要がある。

イ 施設訓練等支援費

①障害の種類及びその程度

当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、申請した施設訓練等支援の妥当性について勘案する。

また、障害の状況がどの程度継続するかという観点から支給期間を検討する。例えば、短期間で障害の程度に変化があることが支給決定時において見込まれる

場合には、支給期間は短くすることとなる。

②その他の心身の状況

当該障害者が常時の医学的管理が必要なため、施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場合等を想定している。

③介護を行う者の状況

当該障害者の介護を行う者の有無、年齢及び心身の状況等を勘案し、入所の施設支援が適当か、通所の施設支援が適当か等を判断することを想定している。

④居宅生活支援費の受給の状況

⑤施設訓練等支援費の受給の状況

⑥支援費支給に係るもの以外のサービスの利用状況

例えば、授産施設支援に係る支給申請の場合、他の種別の施設訓練等支援費を受給していないか等を勘案して、支給決定を行うことが考えられる。

⑦当該障害者の利用意向の具体的内容

当該障害者が受けようとするサービス内容及び利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定する。

⑧当該障害者の置かれている環境

施設への通所が可能かどうかをみるために当該障害者が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

⑨当該指定施設支援の提供体制の整備の状況*

支援費の支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者が当該施設訓練等支

援の対象サービスを利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。施設訓練等支援費の場合、当該障害者が入所を希望する施設に空き定員があることが、利用の見込みがあるかどうかの判断材料の一つとなる。

※ なお、サービスの基盤整備は重要な課題であり、支援費制度導入の趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村は基盤整備に向けてより一層取り組む必要がある。

(4) 勘案事項整理票

別添「勘案事項整理票（居宅生活支援費）」及び「勘案事項整理票（施設訓練等支援費）」は、支給決定にあたり、以上の事項の勘案に資するためお示しすることを考えているものの現段階の案である。市町村は、申請者からの聴き取り等により本票に必要事項を記入することにより、支給決定を円滑に行うことが期待される。

勘案事項整理票（居宅生活支援費）

氏名：		申請した支援の種類：（複数記入可）
障害の状況 及び程度	身体障害者福祉手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳	（記載内容） 日常生活の状況：別紙
	その他の心身の状況	
介護を行う者の状況	本人との続柄： 年齢： 性別： 心身の状況： 生活状況等：（就労状況等を記入）	
居宅生活支援費の受給の状況	居宅介護：（支給量）	（支給期間）
	デイサービス：（支給量）	（支給期間）
	短期入所：（支給量）	（支給期間）
	地域生活援助：（支給期間）	
施設訓練等支援費の受給の状況	支援の種類：（支給期間）	
支援費支給に係るものの以外のサービスの利用状況	サービス利用状況：	
当該障害者の利用意向の具体的内容	申請支援種類： 申請支援の具体的内容；	
	申請支援種類： 申請支援の具体的内容；	

	申請支援種類： 申請支援の具体的内容；
当該障害者の置かれている環境	(当該障害者が居宅する住宅構造、生活環境等を記入)
当該指定居宅支援の提供体制の整備の状況 (*)	支援種類： 利用予定事業者：
	支援種類： 利用予定事業者：
	支援種類： 利用予定事業者：
備考	

(*) 利用予定事業者が決まっていない場合は、事業者へのあっせん、調整、要請を行う等により、当該指定居宅支援利用の見込みを判断する。

(別紙) 日常生活の状況

1 身体介助に関する領域

項目	状況	備考
寝返り		
起き上がり		
衣服着脱		
食事行為		
排泄行為		
入浴行為		
車いす等への移乗		
屋内移動		
屋外移動		

2 日常生活関連動作に関する領域

項目	状況	備考
調理（後かたづけを含む）		
洗濯		
掃除		
整理・整頓		
買い物		

3 コミュニケーション・スキルに関する領域

項目	状況	備考
意志の伝達をする		
他者からの意志伝達を理解		

4 行動障害に関する領域

項目	状況	備考
無断外出		
飛び出しや多動等、突発的な行動		
強いこだわり		
食事関係の問題行動		
排泄関係の問題行動		
器物破損等破壊的行為		
睡眠の乱れ		
暴力行為		
自傷行為		
金銭管理		

勘案事項整理票（施設訓練等支援費）

氏名：		申請した支援の種類：	
障害の状況 及び程度	身体障害者福祉手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳	(記載内容)	
その他の心身の状況			
介護を行う 者の状況	本人との続柄： 年齢： 心身の状況： 生活状況等：(就労状況等を記入)	性別：	
施設訓練等支援費の 受給の状況	支援の種類： (支給期間)		
居宅生活支援費の受 給の状況	支援の種類： (支給量)	(支給期間)	
支援費支給に係るも の以外のサービスの 利用状況	サービス利用状況：		
当該障害者 の利用意向 の具体的内 容	申請支援種類： 申請支援の具体的内容；		
当該障害者 の置かれて いる環境	(当該障害者が居住する住宅の立地、交通手段の状況等を記入)		

当該指定施設支援の 提供体制の整備の状 況 (*)	利用予定施設：
備考	

(*) 利用予定施設が決まっていない場合は、事業者へのあつせん、調整、要請を行う等により、当該指定施設訓練の利用の見込みを判断する。

※ この後に、障害程度区分を判定するためのチェック表を添付することを予定している。その内容については、現在、検討中である。